

薩市健第3929号

令和2年3月2日

各公共施設管理者 殿

新型コロナウイルス対策本部長

岩 切 秀 雄

小学校、中学校、高等学校等の一斉臨時休業時における児童生徒の公共施設の利用禁止について（通知）

標記臨時休業時の児童生徒については、感染拡大を防止するため臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえて、「人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること」と県教育委員会から通知を受け、市教育委員会の判断において、図書館等の社会教育施設について、児童生徒の使用を原則認めないとしたところである。

つきましては、部活やスポーツクラブ等での利用が見込まれるものも含め、教育委員会所管以外の公共施設についても、同様の取扱いとして対処されるよう通知します。

また、既に許可された利用申請についても、児童生徒の参加のあるものについては、事前の問い合わせなどを行うなど、適切に対処くださるようお願いいたします。

なお、利用申請者が児童生徒以外の場合で、児童生徒が施設を利用する場合についても、同趣旨を説明のうえ、利用を遠慮くださるよう対処してください。